

JR 船橋駅北口駅前広場の指定喫煙所とその周囲における受動喫煙対策の強化に  
関する陳情

[願意]

船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例の改正に伴い 2021 年 10 月 25 日より船橋市が運営している JR 船橋駅北口広場の指定喫煙所について、周囲の通行人等への受動喫煙防止のため、下記事項の実施をお願い致します。

記

1. 指定喫煙所の受動喫煙対策を強化して下さい。

[理由]

1. 喫煙所内で発生した煙が周囲に漏れ、周囲に受動喫煙を生じています。喫煙所前の通路は子どもや高齢者も多く通行し、受動喫煙による健康被害の発生が懸念されます。
2. 喫煙所の清掃員への受動喫煙被害が懸念されます。
3. 喫煙所が受動喫煙の防止を定めた健康増進法の理念に反しています。

この指定喫煙所は路上喫煙の防止と受動喫煙の防止を目的に実証実験として運営されていますが、周囲の路上喫煙・吸い殻の不法投棄が続き、また、喫煙所周囲ではタバコの臭気を感じ、喫煙所の外にタバコの煙が漏れている事が疑われました。

そこで喫煙所周囲での受動喫煙の発生状況について、産業医科大学の協力を得て当会で喫煙所周囲の微小粒子状物質(PM2.5)を調査したところ、喫煙所周囲でPM2.5の数値が上昇し、タバコの煙が周囲に漏れ、指定喫煙所が原因で受動喫煙が発生している事が分かりました。また、喫煙所の運営には喫煙所の清掃が必要ですが、当会の調査時に清掃員は喫煙所利用者が多数いる中で必要な防護具をつけずに作業をしており、清掃員への受動喫煙被害も生じております。

指定喫煙所の運営開始から10か月が経過しましたが、市民や通行人、清掃員等に対する受動喫煙の防止策は十分とは言えず、この指定喫煙所は受動喫煙の防止を定めた健康増進法の理念に反した状態で運営が継続されています。

指定喫煙所の設置目的の1つである路上喫煙・吸い殻のポイ捨て防止の観点から見ても当会の調査では喫煙所設置による改善効果は見られず、また、当会には市民から喫煙所の閉鎖を求める声も寄せられていますが、まずは市民や通行人・清掃員等への受動喫煙を防ぐため、指定喫煙所の受動喫煙対策を早急に強化して頂きたいと、陳情書を提出させていただきます。